

# 第4期仙台市障害福祉計画 (平成27～29年度) 案

(中間案からの修正部分については、下線で表示)

# 目 次

## 第1章 計画の概要

- 1 計画策定の趣旨..... 1
- 2 計画の位置づけ..... 1

## 第2章 障害者を取り巻く現状

- 1 本市の現状..... 3
- 2 平成25年度モニタリング調査..... 7

## 第3章 到達目標及び重点的に取り組む事業

- 1 到達目標..... 8
- 2 計画期間において重点的に取り組む事業..... 9

## 第4章 障害福祉サービス等の見込量及びその確保のための方策

- 1 見込量の推計の考え方..... 13
- 2 見込量提供体制確保のための方策等..... 13
- 3 見込量..... 16

## 第5章 障害者施策を推進するための方策

- 1 今後取り組むべき事項..... 22
- 2 障害福祉計画の達成状況の点検及び評価..... 23

## <資料編>

- 1 障害者総合支援法の枠組み..... 26
- 2 障害者を対象としたサービス..... 27
- 3 仙台市障害者保健福祉計画の概要..... 32
- 4 第4期仙台市障害福祉計画策定の経緯..... 36

## 第1章 計画の概要

### 1 計画策定の趣旨

本市では、平成24年3月に「仙台市障害者保健福祉計画」及び「第3期仙台市障害福祉計画」を策定し、障害者の自立及び社会参加促進に向けた各種施策の推進に努めています。

近年、障害者を取り巻く現状は大きく変化しており、平成25年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」が成立し、平成26年1月には「障害者権利条約」の批准など、障害者の権利擁護を推進するための体制づくりが進められています。

また、平成25年4月には、障害者自立支援法が改正され、障害者の範囲に難病等が加えられた「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」が施行されるとともに、平成27年1月には「難病の患者に対する医療費等に関する法律（以下「難病法」という。）」が施行され、対象となる疾患が拡大するなど新たに対応すべき課題も出てきました。

本市においては、これらの状況もふまえ、「第4期仙台市障害福祉計画」を策定します。

### 2 計画の位置づけ

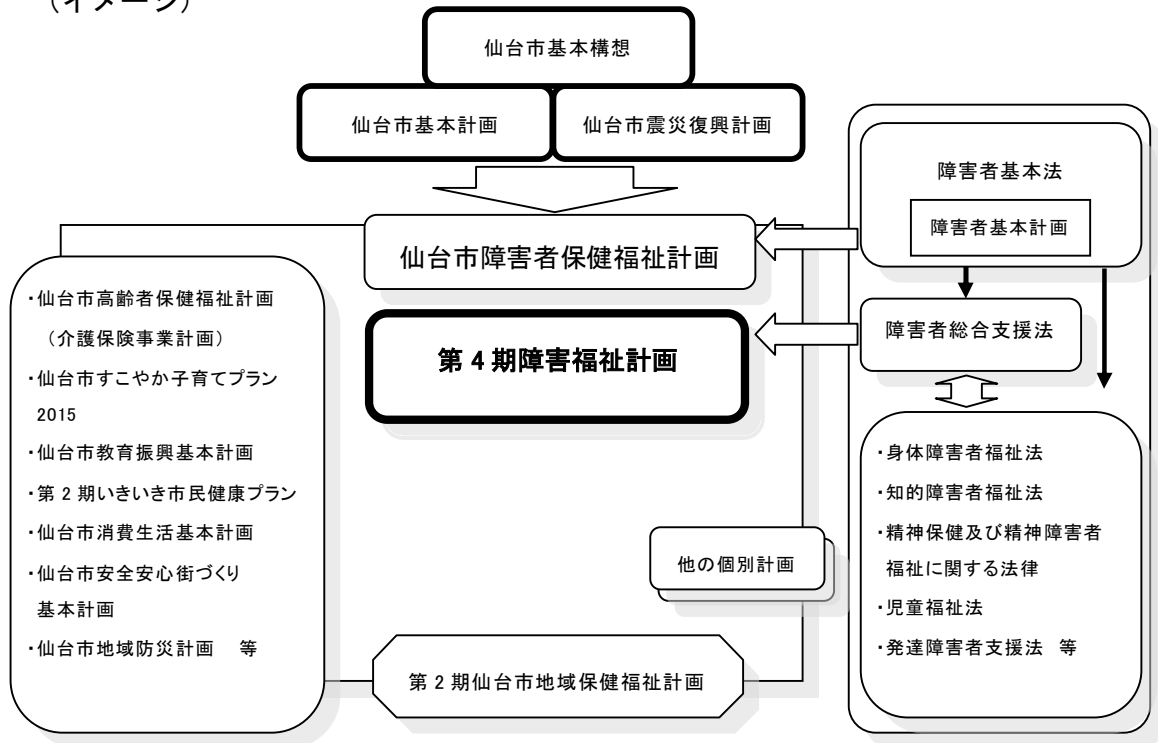
#### （1）法令根拠

第4期仙台市障害福祉計画（以下「第4期計画」という。）は、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として策定するもので、本市における障害福祉サービス等の見込量及びその見込量を確保するための方策などを定める計画です。

なお、国の基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号／最終改正 平成26年厚生労働省告示第231号）及び第4期障害福祉計画策定のための県の基本的な指針（平成26年8月4日付け障第484号）をふまえるとともに、仙台市障害者保健福祉計画との整合性を図り策定します。

## 計画の位置づけ

(イメージ)

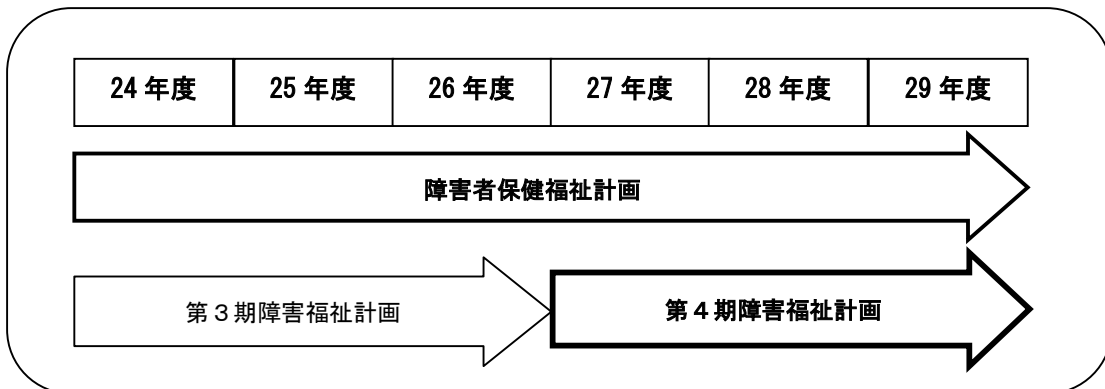


## (2) 仙台市障害者保健福祉計画と第4期計画について

仙台市障害者保健福祉計画は、障害者基本法第11条第3項に定める「市町村障害者計画」であり、本市が行う障害者保健福祉施策全般にかかわる理念や基本的な方針、主要施策を定めた計画で、平成24年度から平成29年度までの6年間を計画期間としています。

第4期計画は、仙台市障害者保健福祉計画（平成24～29年度）の後期3年間の障害福祉サービス等の提供に係る実施計画として位置づけられます。

### 計画期間

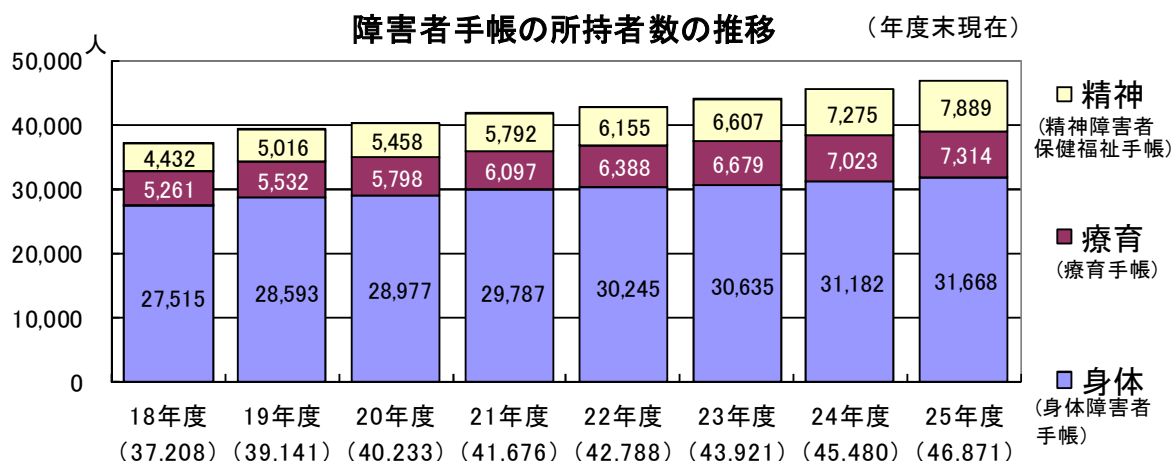


## 第2章 障害者を取り巻く現状

### 1 本市の現状

#### (1) 障害児者の手帳所持者数の推移

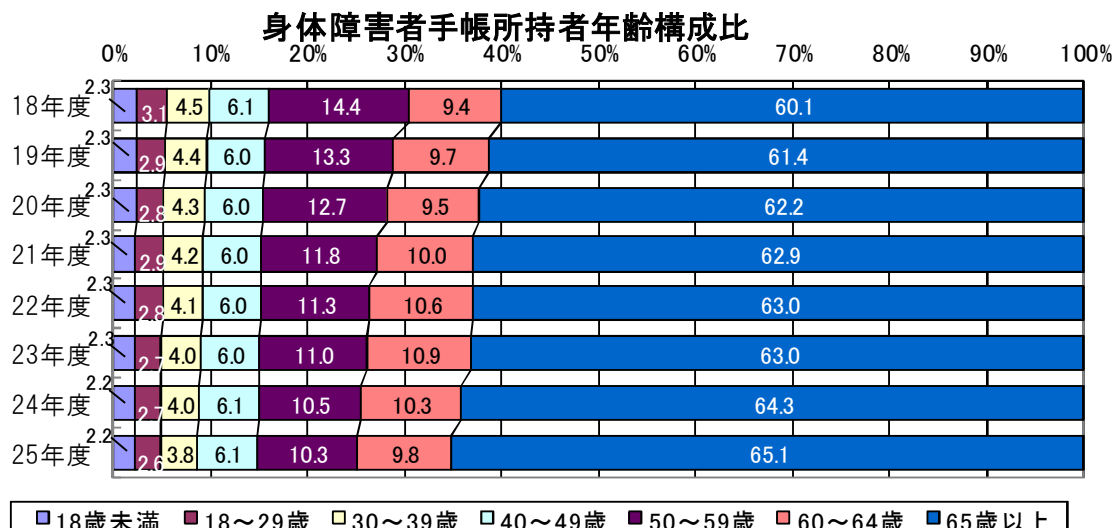
本市の障害児者数（身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の所持者、重複含む）は、平成26年3月31日現在で46,871人であり、平成18年度（障害者自立支援法施行）の37,208人から約1.3倍となっています。



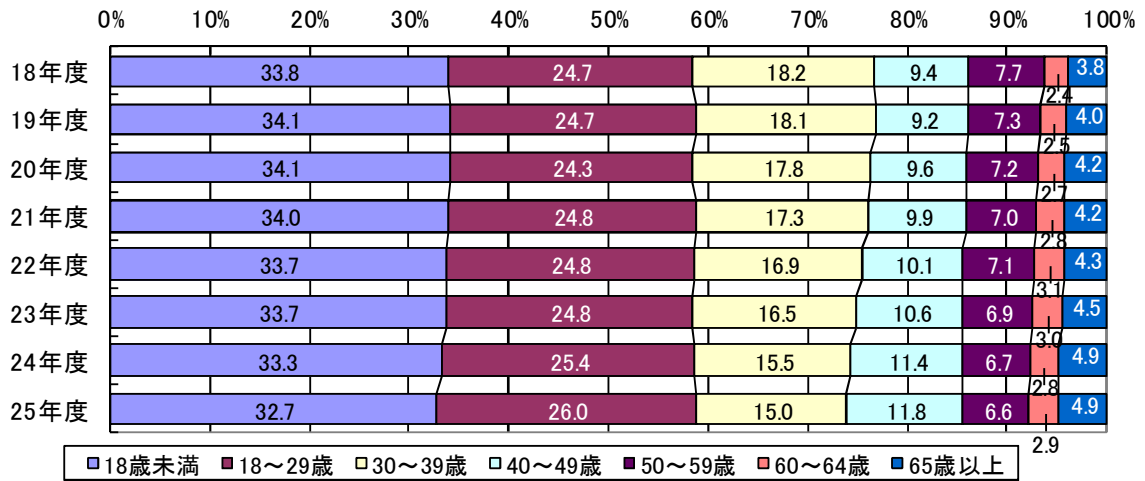
#### (2) 各手帳所持者の年齢構成別の推移

身体障害者手帳所持者数においては、65歳以上の占める割合が、平成18年度では全体の60.1%でしたが、年々増加し、平成26年3月31日現在では65.1%となっています。一方、療育手帳所持者数においては、18年度以降、40歳以上の割合が若干増となっていますが、各年齢層において概ね一定の割合で推移しています。

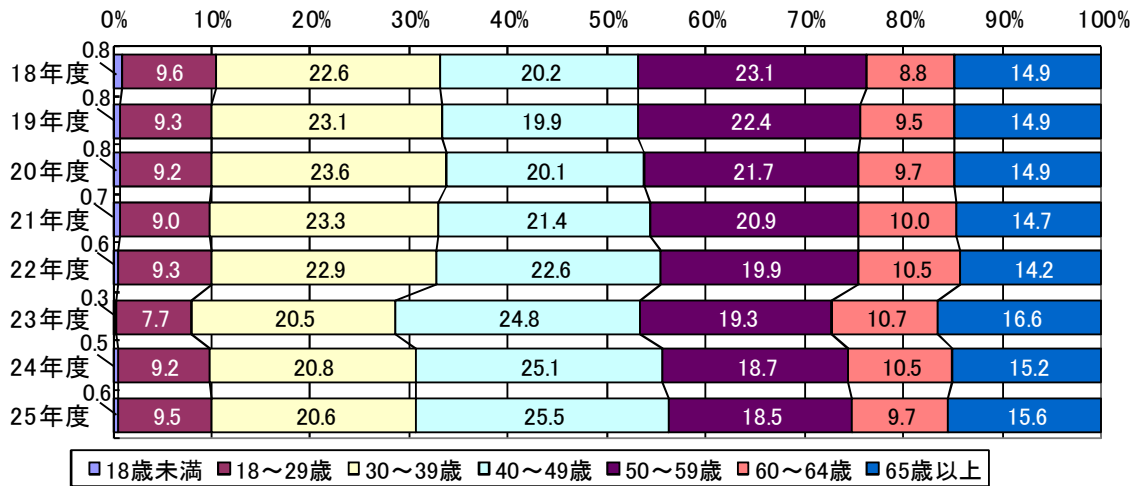
また、精神福祉手帳所持者数は、40代の占める割合が増加し、50代の割合が減少しています。



### 療育手帳所持者年齢構成比



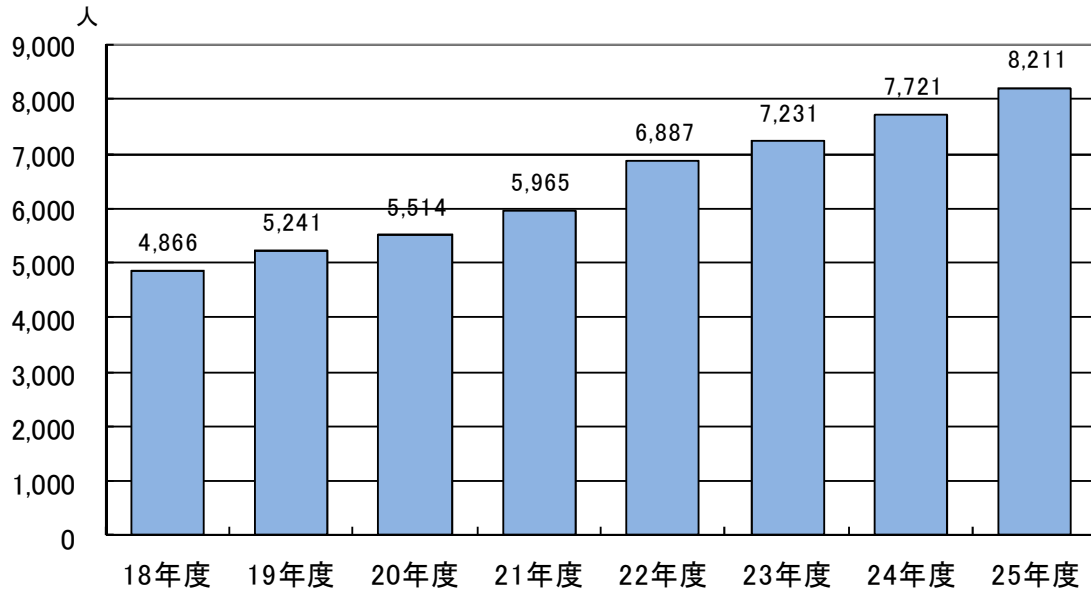
### 精神障害者保健福祉手帳所持者年齢構成比



### (3) 難病認定者(特定疾患)数の推移

平成 18 年度では 4,866 人でしたが、年々増加し、平成 25 年度には約 1.7 倍の 8,211 人となっています。

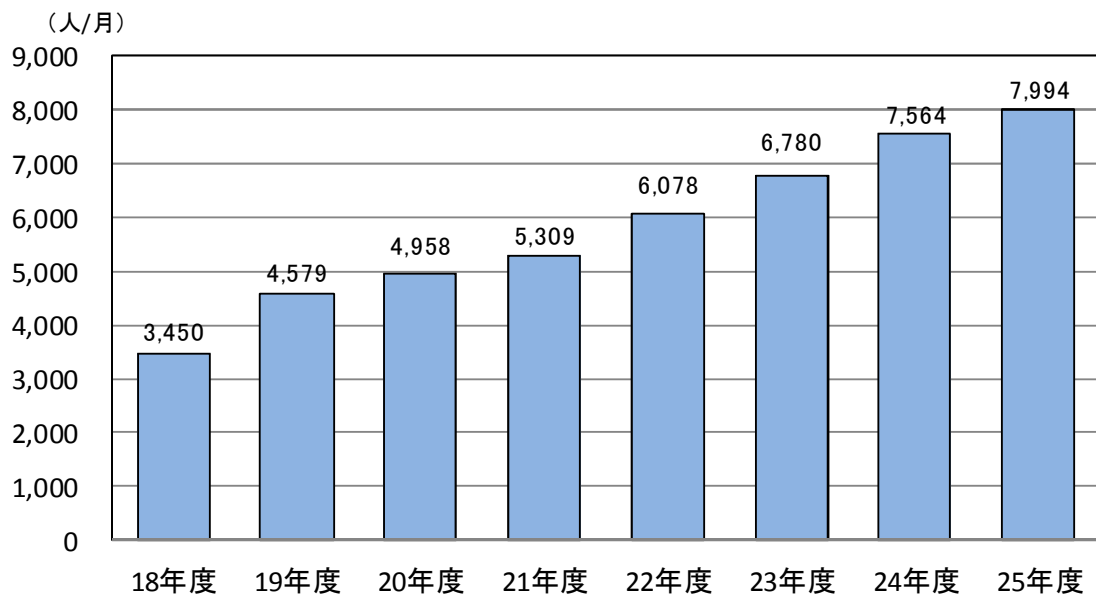
#### 難病認定者(特定疾患)数の推移



### (4) 障害福祉サービス等利用者数の推移

障害福祉サービス等利用者数は、平成 18 年度には一月あたり 3,450 人でしたが、平成 25 年度には 7,994 人と、一月あたりの利用者数は約 2.3 倍になっています。

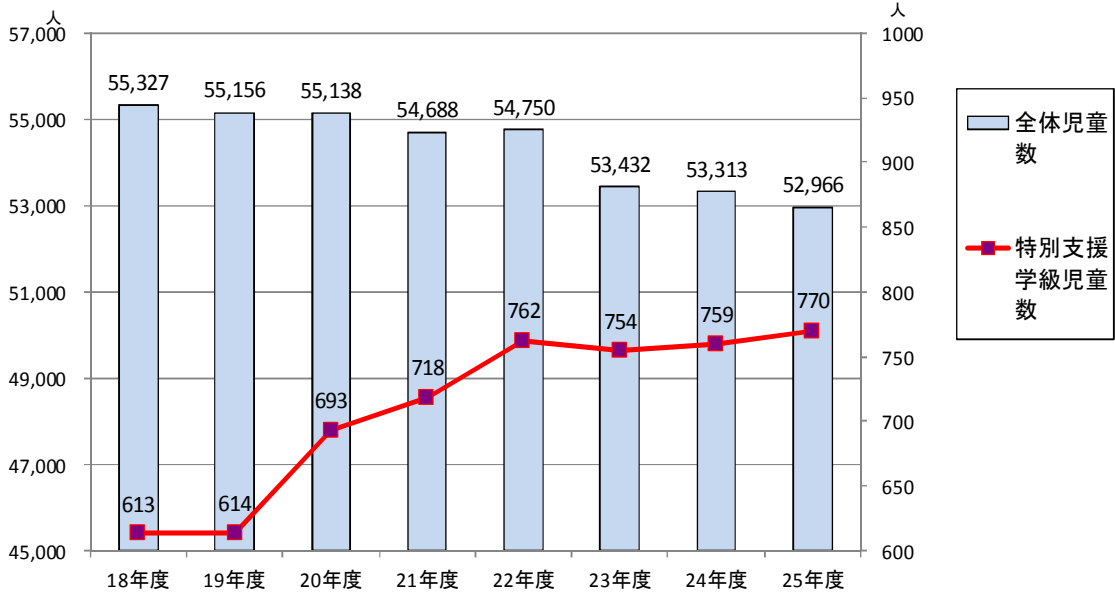
#### 障害福祉サービス等利用者数の推移



### (5) 特別支援学級在籍児童数の推移

市立小学校の児童数は、全体としては減少していますが、特別支援学級に在籍する児童数は増加しています。

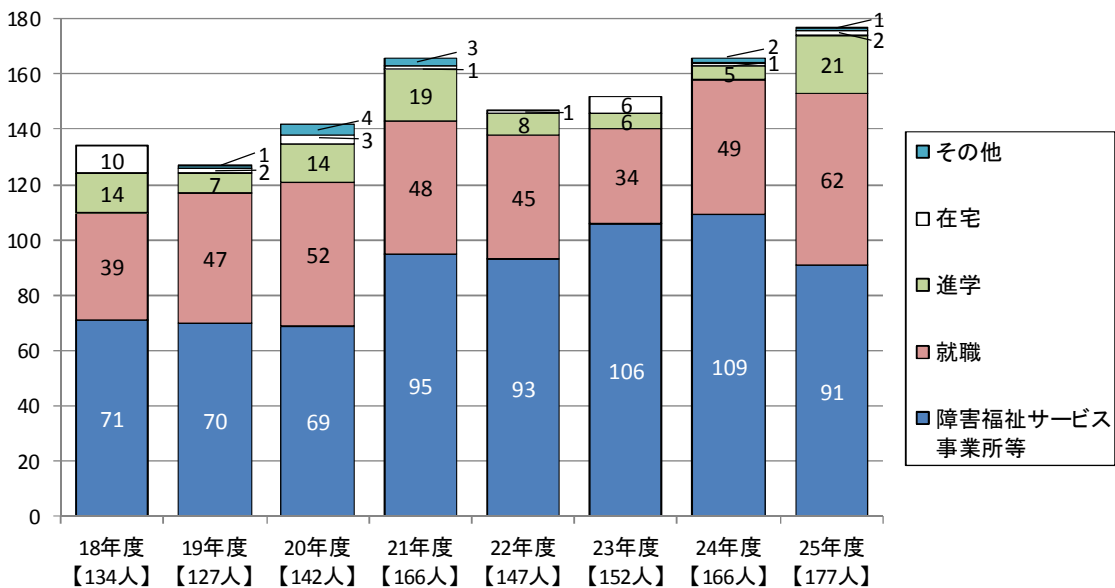
#### 特別支援学級在籍児童数の推移



### (6) 特別支援学校卒業者数と進路について

障害福祉サービス事業所等を利用する方は、特別支援学校高等部卒業者のうち、100名程度で推移しています。

#### 特別支援学校卒業者数の進路について





## 2 平成 25 年度モニタリング調査

仙台市障害者保健福祉計画に係る監視等実施方針（平成 25 年 10 月 8 日仙台市障害者施策推進協議会決定）に基づき、平成 26 年 1 月に当事者、家族、支援者や事業主等を対象に、障害者施策の推進状況について調査を実施しました。合同ヒアリングでは 15 名、訪問ヒアリングでは 32 名、12 箇所の事業所等を対象に、聞き取り調査を実施しました。

いただいた意見の総数は 572 件で、主なものとしては、住まいの場の確保・地域生活への移行に関する意見が 112 件（約 20%）、日中活動の場の充実・放課後の居場所づくりに関する意見が 67 件（約 12%）、就労支援の強化に関する意見が 56 件（約 10%）、相談支援体制の充実に関する意見が 15 件（約 3%）となっています。

### モニタリング調査でいただいた意見及び明らかになった課題

#### 住まいの場の確保・地域生活への移行

##### <主な意見>

- ・住まいの場について、必要な量の確保と質的な充実の必要性
- ・障害のある方の高齢化に伴う住まいの場について、選択肢の拡大の必要性
- ・地域生活の継続や移行における障害特性、年齢、所得、家庭の状況などをふまえた一人ひとりのニーズに基づいた支援体制の整備
- ・家族の高齢化に伴う介護負担軽減や親亡きあとの不安解消に向けた取組み

【112 件（約 20%）】

#### 日中活動の場の充実・放課後の居場所づくり

##### <主な意見>

- ・本人のQOLの向上やエンパワメントにおける日中活動の充実の重要性
- ・障害のある方が利用しやすく家族負担の軽減を図る日中活動の場の整備等
- ・障害特性に応じたサービス提供ができる放課後の居場所づくり
- ・障害の有無に関わらない放課後の居場所づくり

【67 件（約 12%）】

#### 就労支援の強化

##### <主な意見>

- ・賃金向上に向けた取組みの必要性
- ・障害のある方が働きやすく通勤しやすいハード面を含めた就労の場の整備等
- ・就職後のサポート体制の必要性
- ・就労の場における障害理解の一層の促進

【56 件（約 10%）】

#### 相談支援体制の充実

##### <主な意見>

- ・障害のある方がサービスを利用しやすくなるよう相談支援体制の強化などサービス提供基盤の整備等
- ・障害のある方に対応できる医療機関の必要性
- ・保健、福祉、医療など関係機関のネットワークの強化

【15 件（約 3%）】

### 第3章 到達目標及び重点的に取り組む事業

#### 1 到達目標

障害者の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった主要な課題に対応するため、国の基本指針<sup>\*</sup>に示された見込量の確保に係る目標事項について、及び本市における第3期計画期間中の実績等をふまえ、到達目標を設定します。

※障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針

##### (1) 施設入所者の地域生活への移行者数

到達目標	平成29年度末までに、平成25年度末時点の全施設入所者数557人のうち <u>45人</u> (約8%)の地域移行を目指す。
------	--

第3期計画 実績		第4期計画到達目標
H24年度	H25年度	
8人	10人	45人

##### (2) 施設入所者数

到達目標	平成29年度末時点の施設入所者数を、平成25年度末時点の全施設入所者数557人より20人少ない <u>537人</u> (約3.5%減)を目指す。
------	---

第3期計画 実績		第4期計画到達目標
H24年度	H25年度	
560人	557人	537人

##### (3) 福祉施設から一般就労への移行者数

到達目標	平成29年度において、平成24年度の年間実績である156人より44人多い <u>200人</u> (約30%増)の移行を目指す。
------	--

第3期計画 実績		第4期計画到達目標
H24年度	H25年度	
156人	162人	200人

#### (4) 就労移行支援事業利用者数

到達目標	平成 29 年度末における就労移行支援事業の利用者数を、平成 25 年度末における利用者 334 人より 36 人多い <u>370 人</u> (約 10%増)とすることを旨す。
------	--

第 3 期計画 実績		第 4 期計画到達目標
H24 年度	H25 年度	
323 人	334 人	370 人

#### (5) 就労移行支援事業所ごとの就労移行率

到達目標	平成 29 年度末における就労移行率が 30%以上の事業所を全体事業所の <u>5 割以上</u> とすることを旨す。
------	---

第 3 期計画 実績		第 4 期計画到達目標
H24 年度	H25 年度	
3.4 割	3 割	5 割

#### (6) 地域生活支援拠点等

到達目標	地域における居住支援に求められる相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、体制づくり等の機能を持つ地域生活支援拠点等について、今後、国からの詳細な説明をふまえ、整備の必要性についての検討を進める。
------	--

## 2 計画期間において重点的に取り組む事業

障害者とその家族が安心して地域生活を送ることができるよう、平成 25 年度モニタリング調査の結果等をふまえ、第 4 期計画では、本市において重点的に取り組む事業として、主に以下の事業を設定しについて、基盤の整備を進めます。

### (1) グループホームの設置促進

障害者が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、住まいの場を確保します。

するため、グループホーム新規開設経費に対する補助制度の拡充などにより、平成 27 年度以降、1 年毎に 100 人ずつの利用者の増加を図ります。

また、平成 26 年 10 月から開始した医療的ケアが必要な重症心身障害者向けのグループホームのモデル事業の検証を行い、事業化に向けた検討を進めるとともに、強度行動障害者向けのグループホームについても、検討を進めます。

単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数/月	785	885	985

## (2) 生活介護事業所の設置促進

特別支援学校を卒業した障害者などの創作的活動や生産活動などの機会を提供できるように、日中活動の場を確保します。そのため、

2 カ年に一度の本市主導による施設の新設を継続し、平成 27 年度・平成 29 年度にそれぞれ 1 施設を新設し、利用者の増加を図ります。

単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用量 (人日分/月)	33,003	33,288	33,668
利用者数/月	1,737	1,752	1,772

## (3) 児童発達支援事業の充実

老朽化した施設設備等を改築し、より多くの障害児が利用できるよう、仙台市サンホームの改築工事を行います。

仙台市サンホームについて、平成 27 年度中に改築工事を行い、平成 28 年 4 月に改築した建物でサービスを開始できるよう整備を進めます。この改築に伴い、日々定員を 20 名から 30 名に増加し、受け入れ枠の拡大を図ります。

単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用量 (人日分/月)	3,748	3,849	3,849
利用者数/月	437	454	454

#### (4) 障害者家族支援等推進事業

日常生活において、家族の介護が難しい場合に、障害児者への一時的な介護サービスが提供できるよう、宿泊介護等を提供する拠点施設の拡大を進めます。

平成 27 年度に 1 箇所を新設し、平成 25 年度末時点の 12 箇所から合計 13 箇所とすることで、利用者の増加を図ります。

単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用量 (利用時間/年)	83,576	86,286	86,286
利用者数/年	11,711	12,163	12,163
箇所数	13	13	13

#### (4-5) 就労支援体制の推進

障害者の能力に応じて福祉的就労などから一般就労に移行できるよう、の一般就労に向けた支援について、就労支援事業所等を対象とした研修等を実施し、一般就労に向けた支援力の向上を図ります。

また、障害者就労支援センター等による企業支援等を強化し、就労を希望する障害者を受け入れる企業を増やすとともに、就労が定着するよう支援の充実を図ります。

単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
就労移行支援事業のうち、就労移行率が 30%以上である事業所の比率	4割以上	4.5割以上	5割以上
雇用企業数/年	10	15	20

#### (5-6) 相談支援体制の充実

障害者に寄り添った相談対応ができるよう、現在設置している仙台市障害者自立支援協議会に加えて、平成 27 年度以降、区ごとに障害者自立支援協議会を設置し、地域におけるチーム支援の推進と支援ネットワークの拡大等を進めます。

平成 27 年度から、区ごとに障害者自立支援協議会の設置を進めることで、相談支

援体制の充実を図ります。

単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
設置箇所数	6	6	6

## 第4章 障害福祉サービス等の見込量及びその確保のための方策

### 1 見込量の推計の考え方

各サービスの見込量（16ページ以降参照）については、現在及びこれまでの利用者数の推移、特別支援学校卒業者数、施設等からの地域移行者数、これまでの利用者数の推移等を考慮して設定しました。

また、障害児支援においては、児童福祉法に基づく障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援について見込量を定めるものとし、上記の項目状況に加えて、地域における児童数の推移などをふまえて設定しました。

### 2 見込量提供体制確保のための方策等

#### （1）障害福祉サービスの見込量提供体制確保のための方策等

障害福祉サービスについては、障害者が必要とするサービスを選択し、利用することができるよう、必要な実施体制と見込量の確保に努めます。

訪問系サービスについては、在宅生活の支援のほか、安心して地域生活を送ることができるよう、移動や外出が難しい方への支援など、サービス提供に必要な実施体制と見込量の確保に努めます。

日中活動系のサービス利用については、利用者の状態や希望に応じて適切なサービスを選択することができるよう、提供体制に必要な実施体制と見込量の確保に努めます。なお、需要の増加が見込まれる生活介護については、必要とされるサービス量の確保のため、計画的な整備に努めます。

居住系サービスについては、既存のサービス事業所による対応を継続するとともに、需要の増加が見込まれる共同生活援助（グループホーム）については、事業者に対して適切な情報提供を行うなどしながら、サービスの量的な拡大を図り、必要な実施体制と見込量の確保に努めます。

#### （2）相談支援の見込量提供体制確保のための方策等

相談支援については、障害者が適切にサービスを利用でき、地域で安心して生活できるように、必要な実施体制と見込量の確保に努めます。

計画相談支援については、サービス等利用計画を必要とする障害者が支援を受けられるよう、障害福祉サービス事業所への説明会実施などにより、指定特定相談支援事

業所の量的な拡大を図り、必要な実施体制と見込量の確保に努めます。

地域移行支援や地域定着支援については、支援を必要とする方が必要なサービスにつながるよう、障害者支援施設や精神科病院など関係機関への周知を図ります。

### **(3) 障害児支援の見込量提供体制確保のための方策等**

障害児支援については、教育、保育等の関係機関との連携を図り、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業までの一貫した効果的な支援を身近な場所で提供するために必要な実施体制と見込量の確保に努めます。

児童発達支援については、施設の定員増を行うとともに児童発達支援センターによる保護者支援や療育相談機能の充実を図りながら、サービス提供体制の確保を図ります。

放課後等デイサービスについては、障害児や家族のニーズに応じられるよう、障害福祉サービス事業所等に新規開設を働きかけ、必要な見込量の確保に努めます。

福祉型児童入所支援・医療型児童入所支援については、現在の体制を基本に提供体制を確保します。

障害児相談支援については、サービス等利用計画を必要とする障害児が支援を受けられるよう、障害児通所支援事業所や障害福祉サービス事業所等への説明会実施などにより、障害児相談支援事業所の量的な拡大を図り、必要な実施体制と見込量の確保に努めます。

### **(4) 地域生活支援事業の見込量提供体制確保のための方策等**

地域生活支援事業については、障害者が自立した日常生活又は社会生活を送ることができるよう、必要な実施体制と見込量の確保に努めます。

相談支援事業については、各区に障害者自立支援協議会を設置し、相談支援事業所と障害福祉サービス事業所等支援者の連携強化を図るとともに、障害者ケアマネジメント従事者養成研修等により相談員の質の向上に努めます。また、仙台市障害者自立支援協議会において基幹相談支援センターの設置の必要性を検討します。

理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付事業、手話奉仕員養成研修事業、移動支援事業、発達障害者支援センター運営事業、障害児等療育支援



事業については、現在の体制を基本に提供体制を確保します。

地域活動支援センターについては、障害特性等に応じた活動の機会や場の提供の確保を図ります。

専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業については、宮城県と連携を図りながらサービス提供体制を確保します。

生活支援事業、日中一時支援事業、社会参加促進事業などの各種事業については、障害者が生きがいをもって自立した地域生活を送ることができるよう、現体制を基本にサービス提供体制を確保します。

### 3 見込量

#### (1) 障害福祉サービス

##### ア. 訪問系サービス

サービスの種類	単位	第3期実績		第4期見込量		
		24年度	25年度	27年度	28年度	29年度
① 居宅介護	時間分/月	47,506	51,887	56,120	58,365	60,700
② 重度訪問介護						
③ 同行援護	利用者数/月	1,445	1,584	1,899	2,079	2,277
④ 行動援護						
⑤ 重度障害者等包括支援						

##### イ. 日中活動系サービス

サービスの種類	単位	第3期実績		第4期見込量		
		24年度	25年度	27年度	28年度	29年度
① 生活介護	人日分/月	30,558	31,379	33,003	33,288	33,668
	利用者数/月	1,614	1,667	1,737	1,752	1,772
② 自立訓練(機能訓練)	人日分/月	374	310	342	342	342
	利用者数/月	45	36	40	40	40
③ 自立訓練(生活訓練)	人日分/月	2,886	2,513	2,436	2,476	2,516
	利用者数/月	150	138	140	142	144
④ 就労移行支援	人日分/月	4,991	4,974	5,265	5,400	5,550
	利用者数/月	323	334	351	360	370
⑤ 就労継続支援A型	人日分/月	5,508	6,353	7,182	7,809	8,436
	利用者数/月	288	327	378	411	444
⑥ 就労継続支援B型	人日分/月	20,657	21,634	25,364	26,520	27,676
	利用者数/月	1,288	1,351	1,492	1,560	1,628
⑦ 療養介護	利用者数/月	128	129	129	129	129
⑧ 短期入所	人日分/月	1,400	1,589	1,589	1,604	1,604
	利用者数/月	216	237	244	246	246

## ウ. 居住系サービス

サービスの種類	単位	第3期実績		第4期見込量		
		24年度	25年度	27年度	28年度	29年度
① 共同生活援助	利用者数/月	591	628	785	885	985
② 施設入所支援	利用者数/月	560	557	549	545	537

### (2) 相談支援

サービスの種類	単位	第3期実績		第4期見込量		
		24年度	25年度	27年度	28年度	29年度
① 計画相談支援	利用者数/月	79	140	300	419	503
② 地域移行支援	利用者数/月	1	1	5	5	6
③ 地域定着支援	利用者数/月	0	0	5	5	6

### (3) 障害児支援

サービスの種類	単位	第3期実績		第4期見込量		
		24年度	25年度	27年度	28年度	29年度
① 児童発達支援	人日分/月	-	-	3,748	3,849	3,849
	利用者数/月	-	-	437	454	454
② 放課後等デイサービス	人日分/月	7,097	8,340	10,999	11,951	12,903
	利用者数/月	916	1,006	1,294	1,406	1,518
③ 福祉型児童入所支援・医療型児童入所支援	利用者数/月	-	-	52	52	52
④ 障害児相談支援	利用者数/月	-	-	29	34	38

### (4) 地域生活支援事業

#### ア. 必須事業

サービスの種類	単位	第3期実績		第4期見込量		
		24年度	25年度	27年度	28年度	29年度
① 理解促進研修・啓発事業	実施の有無	-	-	有	有	有
② 自発的活動支援事業	実施の有無	-	-	有	有	有

サービスの種類	単位	第3期実績		第4期見込量		
		24年度	25年度	27年度	28年度	29年度
③ 相談支援事業	実施箇所数	16	16	16	16	16
④ 成年後見制度 利用支援事業	実利用者数	5	9	15	15	15
⑤ 成年後見制度 法人後見支援事業	実施の有無	-	-	← 検討 →		
⑥ 意思疎通支援事業						
A. 手話通訳者・要 約筆記者派遣事 業	手話 派遣人数/年	966	933	1,190	1,299	1,418
	要約筆記 派遣人数/年	123	123	144	146	148
B. 手話通訳者設置 事業	配置者数	7	7	7	7	7
C. 重度障害者入院 時コミュニケー ション支援	利用者数/年	-	-	12	12	12
	利用時間/年	-	-	226	226	226
⑦ 日常生活用具給付事業						
A~F 合計	給付件数/年	<del>18,760</del> 18,756	<del>18,411</del> 18,417	20,130	21,137	22,194
A. 介護・訓練支援 用具	給付件数/年	125	106	130	137	144
B. 自立生活支援用 具	給付件数/年	259	239	275	288	302
C. 在宅療養等支援 用具	給付件数/年	308	263	318	334	350
D. 情報・意思疎通 支援用具	給付件数/年	<del>213</del> 220	<del>214</del> 220	277	291	310
E. 排泄管理支援用 具	給付件数/年	17,809	17,560	19,090	20,046	21,046
F. 居宅生活動作補 助用具	給付件数/年	35	29	40	41	42
⑧ 手話奉仕員養成 研修事業	養成講習 修了者数/年	32	36	40	40	40

サービスの種類	単位	第3期実績		第4期見込量		
		24年度	25年度	27年度	28年度	29年度
⑨ 移動支援事業	利用時間分/年	110,377	111,703	125,747	133,418	141,556
	利用者数/年	662	703	798	850	905
⑩ 地域活動支援センター	実施箇所数	28	28	25	23	22
	利用者数/年	684	646	709	690	687
⑪ 発達障害者支援センター	実施箇所数	2	2	2	2	2
	利用者数/年	2,237	3,357	3,591	3,684	3,780
⑫ 障害児等療育支援事業	実施箇所数	5	5	5	5	5
⑬ 専門性の高い意思疎通を行う者の養成研修事業						
A. 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業	講座修了者数/年	-	-	35	35	35
B. 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	講座修了者数/年	-	-	8	8	8
⑭ 専門性の高い意思疎通を行う者の派遣事業						
A. 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	手話派遣人数/年	-	-	60	66	72
	要約筆記派遣人数/年	-	-	30	30	60
B. 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	派遣利用時間/年	-	-	1,426	1,643	1,860
	派遣回数/年	-	-	419	483	547

### イ. 任意事業

サービスの種類	単位	第3期実績		第4期見込量		
		24年度	25年度	27年度	28年度	29年度
① 福祉ホーム事業	実施箇所数	3	3	2	2	2
	利用者数/年	50	50	40	40	40
② 訪問入浴サービス事業	利用者数/年	105	107	111	113	115

サービスの種類	単位	第3期実績		第4期見込量		
		24年度	25年度	27年度	28年度	29年度
③ 発達障害児者支援体制整備事業	協議会 開催回数	-	-	3	3	3
	家族支援事業 参加者数	-	-	470	470	470
	研修会等 参加者数	-	-	4,920	5,020	5,120
④ 重度障害者在宅 就労促進特別事業	利用者数/年	21	11	16	16	16
⑤ 生活支援事業						
A. 生活訓練等事業	利用者数/年	450	396	478	487	497
B. 本人活動支援事業	利用者数/年	49	48	50	50	50
C. ボランティア活動 支援事業	利用者数/年	124	136	160	160	160
D. 知的障害者自立 体験ステイ事業	利用者数/年	61	57	55	55	55
E. 発達障害児自立 支援事業	利用者数/年	6	12	16	18	20
F. 自閉症児者地域 生活支援事業	利用者数/年	175	280	452	538	624
⑥ 日中一時支援 事業	回数/年	1,596	1,260	1,260	1,260	1,260
	利用者数/年	25	27	27	27	27
⑦ 社会参加促進事業						
A. スポーツ・レク リエーション教室 開催事業	参加者数/年	3,008	2,909	2,971	3,003	3,037
B. 芸術・文化講座 開催等事業	参加者数/年	12,198	7,666	12,774	13,158	13,552
C. 点字・声の広報 等発行事業	利用者数/年	873	814	843	843	843

サービスの種類	単位	第3期実績		第4期見込量		
		24年度	25年度	27年度	28年度	29年度
D. 奉仕員養成研修事業						
要約筆記奉仕員	修了者数/年	6	0	20	20	20
点訳奉仕員	修了者数/年	7	9	10	10	10
朗読奉仕員	修了者数/年	7	7	10	10	10
E. 自動車運転免許 取得・改造助成事 業	助成者数/年	70	75	85	91	97

## 第5章 障害者施策を推進するための方策

### 1 今後取り組むべき事項

本市では、仙台市障害者保健福祉計画において、「誰もが互いに尊重し、支え合いながら、生きがいを持って、自立した生活を送ることができるまち・仙台の実現」を基本目標に掲げ、障害者施策を推進しています。

第4期計画は、仙台市障害者保健福祉計画のを障害福祉サービス等の提供に係る実施計画であり、として仙台市障害者保健福祉計画と両計画を一体的に推進する必要があることからとともに、基本目標の実現に向け、今般の障害者を取り巻く現状をふまえ、以下のことに取り組みます。

#### (1) 相談支援体制の充実

現在設置している仙台市障害者自立支援協議会において、相談支援事業の運営評価などを行い、サービス等利用計画の作成の推進を図るとともに加えて、平成27年度以降、区ごとに障害者自立支援協議会を設置し、地域におけるチーム支援の推進と支援ネットワークの拡大等を図ります。

#### (2) 障害による差別解消の推進

障害者差別解消法の平成28年4月施行に合わせ、本市独自の条例を制定し、相談・紛争解決のための体制や地域における関係機関の連携の仕組みづくりを進めるとともに、市民や事業者等に対する障害理解の促進及び普及啓発等に取り組み、障害による差別の解消を推進します。

#### (3) 障害者虐待防止の一層の推進

障害者虐待防止法に基づき、障害者虐待に対する早期対応及び安全確保に係る取り組みを進めるとともに、虐待の未然防止及び早期発見のため、市民や関係者に対して、障害者の権利擁護についての啓発や障害に対する正しい理解の普及に取り組みます。また、複雑な課題を抱えている家庭への支援や、施設等における障害特性をふまえた適切な支援を促進するとともに、虐待の早期発見や支援のスキルアップを図るため、関係機関とのネットワークづくり等を進めます。



#### **(4) 難病等の方々への支援の充実**

平成27年1月の難病法施行による医療費助成対象疾患の拡大に伴い、障害福祉サービスにおいても対象者が拡大されることから、新たな対象者がに必要な障害福祉サービス等を受けられが提供できるよう、適切な情報提供や普及啓発等に取り組みます。

#### **(5) サービスの質の向上に向けた取り組みの推進**

サービスの直接の担い手となる事業所職員等の支援技術の向上等のため、障害福祉に関する専門的な研修会の実施のほか、事業者に対する実地での指導・監査や講義形式での指導・情報提供のほか、支援技術の向上等のための障害福祉に関する専門的な研修会の実施などにより、支援者や事業者との連携を図りながら、より良質なサービスの提供に向けた取り組みを進めます。

## **2 障害福祉計画の達成状況の点検及び評価**

第4期計画に盛り込んだ事項について、仙台市障害者保健福祉計画と併せて定期的に調査、分析及び評価を行い、達成状況を検証しながら、計画の着実な推進に努めます。

#### **(1) 点検及び評価体制**

学識経験者、当事者、障害者団体や関係機関等で構成される仙台市障害者施策推進協議会において、障害福祉計画の達成状況の点検及び評価を行います。

#### **(2) 点検及び評価の実施方法等**

国の基本的な指針等に即して、到達目標及び見込量として設定した項目について、年1回、実績を把握し、その達成状況を検証したうえで、仙台市障害者施策推進協議会に報告し、到達目標、見込量やその確保のための方策等について協議いただきながら、適宜、計画内容の点検・評価を進め、この結果に基づいて、所要の対策を検討・実施していきます。

なお、第4期計画期間中に障害者総合支援法の見直し等が行われ、それに伴い第4期計画の内容の見直しが必要となった場合には、国の方針等により見直し等を行うこととします。



# 資料編

# 1 障害者総合支援法の枠組み

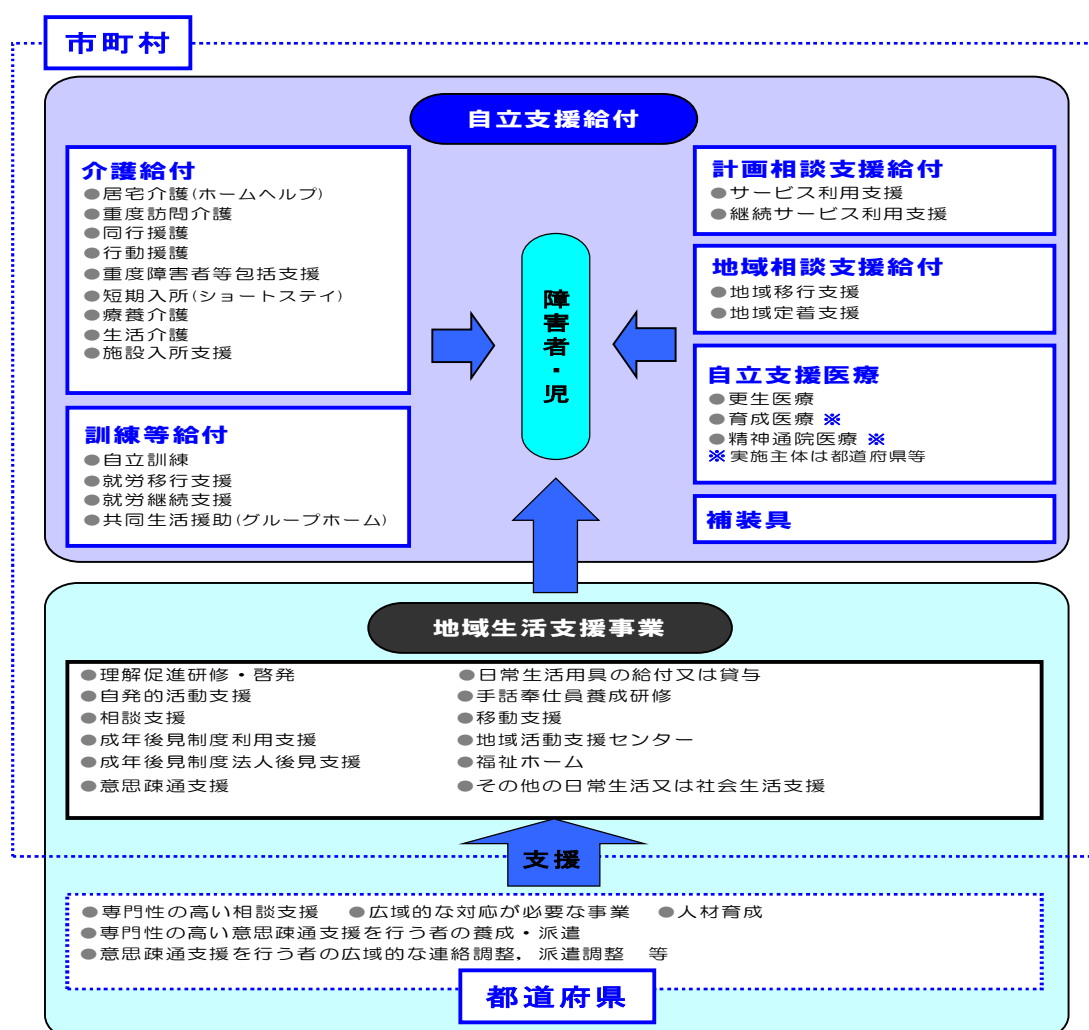
障害者総合支援法による総合的な支援は、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。

## (1) 自立支援給付

自立支援給付は、介護給付費と訓練等給付費に区分され、介護給付費と訓練等給付費をさらに具体的な障害福祉サービス事業に細分化しています。また、計画相談支援給付費、地域相談支援給付費、自立支援医療費、補装具費も自立支援給付に含まれます。

## (2) 地域生活支援事業

身近な地域において社会資源の状況や地理的条件、利用者の状況に応じて柔軟に実施することが効率的、効果的であるとされる事業を地域生活支援事業として位置づけています。



## 2 障害者を対象としたサービス

### (1) 障害福祉サービス等

訪問系サービス	
① 居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
② 重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により、行動上著しい困難を有する方で常時介護を要する方に対して、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
③ 同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する方に、移動に必要な情報の提供や移動の援護等の外出支援を行います。
④ 行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動する時に、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
⑤ 重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い方に、居宅介護、重度訪問介護、行動援護等の障害福祉サービスを包括的に提供します。
日中活動系サービス	
① 生活介護	常時介護を要する方に、主に昼間、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作的活動・生産活動の機会の提供を行います。
② 自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、理学療法、作業療法等、身体機能向上のために必要な訓練を行います。
③ 自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
③④ 就労移行支援	一般企業等に雇用を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等を行います。
④⑤ 就労継続支援A型	一般企業等に雇用されることが困難な方に、働く場を提供するとともに、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等を行います（雇用契約を結びます。）。)
⑤⑥ 就労継続支援B型	一般企業等に雇用されることが困難な方に、働く場を提供するとともに、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等を行います（雇用契約を結びません。）。)

⑥⑦ 療養介護	医療と常時介護を要する方に、主に昼間、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の支援を行います。
⑦⑧ 短期入所	自宅で介護を行っている方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

居住系サービス	
① 共同生活援助	夜間や休日、共同生活を営む住居で、相談や日常生活の援助、入浴、排せつまたは食事の介護等を行います。
② 施設入所支援	施設に入所する障害者に対して、夜間や休日、入浴、排せつ、食事等の介護等を行います。

## (2) 相談支援

① 計画相談支援	障害福祉サービスの利用申請時の「サービス等利用計画案」の作成、サービス支給決定後の連絡調整、「サービス等利用計画」の作成を行います。また、作成された「サービス等利用計画」が適切かどうかモニタリング（検証）し、必要に応じて見直しを行います。
② 地域移行支援	障害者支援施設等に入所している方または精神科病院に入院している方に対して、住居の確保や地域生活移行に関する相談、外出時の同行、障害福祉サービスの体験的な利用支援など必要な支援を行います。
③ 地域定着支援	居宅において単身で生活する障害者に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

## (3) 障害児支援

① 児童発達支援	障害児が日常生活における基本的動作や知識等を習得し、集団生活に適應することができるよう、指導及び訓練を行います。
② 放課後等デイサービス	就学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。

③ 福祉型児童入所支援・医療型児童入所支援	障害児入所施設又は指定医療機関に入所等をする障害児に対して、保護、日常生活の指導及び治療等を行います。
④ 障害児相談支援	障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス等）の利用申請時の「障害児支援利用計画案」の作成，支給決定後の連絡調整，「障害児支援利用計画」の作成を行います。また，作成された「障害児支援利用計画」が適切かどうかモニタリング（検証）し，必要に応じて見直しを行います。

#### （４） 地域生活支援事業

必須事業	
① 理解促進研修・啓発事業	障害者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催，啓発活動などを行います。
② 自発的活動支援事業	障害者，その家族，地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート，災害対策，孤立防止活動，ボランティア活動など）を支援します。
③ 相談支援事業	障害者，その保護者，支援者などからの相談に応じ，必要な情報の提供や社会資源の活用のための援助を行い，自立した生活ができるよう支援します。
④ 成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が必要と認められる知的障害者または精神障害者が家庭裁判所に申し立てを行うにあたり，必要な経費や後見人等の報酬の補助を行います。
⑤ 成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことが出来る法人を確保できる体制を整備するとともに，市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。
⑥ 意思疎通支援事業	手話通訳者や要約筆記者の派遣，点訳や音声訳等による情報提供など，聴覚障害者や視覚障害者の意思疎通を支援します。  意思疎通が困難な障害児者が入院した場合に，日頃から本人を介護し，本人の意思を理解し伝えることができるホームヘルパーをコミュニケーション支援員として病院に派遣します。
⑦ 日常生活用具給付事業	重度障害者等に，日常生活の便宜を図るために介護・訓練支援用具等の６種の用具を給付します。

⑧ 手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害者との交流活動の促進，理解啓発などの支援者として手話奉仕員の養成研修を行います。
⑨ 移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者の外出のための支援を行います。
⑩ 地域活動支援センター	地域において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう，創作的活動，生産活動の機会の提供，社会との交流の促進等を行います。
⑪ 発達障害者支援センター運営事業	発達障害児者やその家族等に対して，相談支援，発達支援，就労支援及び情報提供等を行うとともに，関係機関と連携しながら発達障害児者への支援を総合的に行います。
⑫ 障害児等療育支援事業	障害児者やその家族の様々な相談に応じ，療育指導を行うことにより，地域生活の支援を行う。
⑬ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	意思疎通支援を行う者のうち，特に専門性の高い手話通訳者及び要約筆記者の養成研修を行います。 盲ろう者向け通訳・介助員の養成研修を行います。
⑭ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	手話通訳者や要約筆記者，及び盲ろう者向け通訳・介助員の派遣を行います。
<b>任意事業</b>	
① 福祉ホーム事業	住居を必要とする障害者に，低額な料金で居室その他の設備を提供するとともに，日常生活に必要な便宜を供し，地域生活を支援します。
② 訪問入浴サービス事業	自宅の浴槽で入浴が困難な在宅の重度身体障害者に，訪問により入浴等のサービスを行います。
③ 発達障害児者支援体制整備	医療，保健，福祉，教育及び就労等，関係者で構成する委員会において，発達障害児者に対する支援体制の整備のあり方を検証し，乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援ができるよう体制の整備を行います。
④ 重度障害者在宅就労促進特別事業	身体機能の障害等により，企業等への通勤が困難な障害者に対して，情報機器（パソコン）やインターネットを活用し，在宅等で就労するための必要な訓練等の支援を行います。



<b>⑤ 生活支援事業</b>	
ア. 生活訓練等事業	日常生活に必要な訓練を行うことに対する支援を行います。
イ. 本人活動支援事業	知的障害者の主体的なボランティア活動や交流会、勉強会、レクリエーション活動などに対する支援を行います。
ウ. ボランティア活動支援事業	障害者やその家族によるボランティア活動等を支援します。
エ. 知的障害者自立体験ステイ事業	在宅の知的障害者が、一定期間保護者の元を離れて地域生活の体験ができるよう支援します。
オ. 発達障害児自立支援事業	行動障害のある発達障害児者に対し宿泊アセスメントを実施し、行動障害の深刻化・固着化の予防及び地域生活の支援を行います。
カ. 自閉症児者地域生活支援事業	在宅の自閉症児者及びその家族に対し、在宅福祉サービスの利用援助や情報提供等を総合的に行うことにより、地域生活を支援します。
<b>⑥ 日中一時支援事業</b>	自宅で介護を行っている方が、病気や冠婚葬祭、休息をとる場合などに、日中一時的に、施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
<b>⑦ 社会参加促進事業</b>	
ア. スポーツ・レクリエーション教室開催事業	障害者の体力向上や交流・余暇活動等の推進、障害者スポーツの普及を目的とした、各種スポーツ・レクリエーション教室や障害者スポーツ大会を開催します。
イ. 芸術・文化講座開催等事業	障害者の芸術・文化活動を支援する講座等を実施します。
ウ. 点字・声の広報等発行事業	点訳、音声訳等により、市政だよりや視覚障害者等関係事業、生活情報など地域生活をするうえで必要な情報を定期的に提供します。
エ. 奉仕員養成研修事業	要約筆記奉仕員及び点訳奉仕員、朗読奉仕員の養成研修を行います。
オ. 自動車運転免許取得・改造助成事業	自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

### **3 仙台市障害者保健福祉計画の概要**

#### **(1) 仙台市障害者保健福祉計画と本市の各計画等との関係**

「仙台市障害者保健福祉計画」は、本市が行うべき障害者施策に関する基本的な計画であるとともに、平成 23 年 3 月に策定された「仙台市基本計画」及び震災からの早期復旧・復興に向けて取り組むべき施策を体系的に定めた「仙台市震災復興計画」をふまえながら、「仙台市高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）」、「仙台市すこやか子育てプラン 2015」、「第 2 期いきいき市民健康プラン」等の本市の関連する計画と連携し、保健福祉をはじめとした様々な分野にわたる障害のある方に関する施策を総合的に推進するための計画です。

#### **(2) 計画の範囲**

本市の障害者保健福祉計画においては、これまでも、三障害（身体障害のある方、知的障害のある方、精神障害のある方）以外の障害者福祉制度の谷間にある方々も支援の対象として、施策を展開してきました。

障害者基本法の改正により、「障害者」の定義も広くなりましたが、本市の先駆的な取り組みを引き継ぎ、障害者基本法に定める「障害者」を計画の対象とし、その家族、取り巻く地域、そして社会全体も含め、障害のある方の自立と社会参加等を支援する施策を推進します。

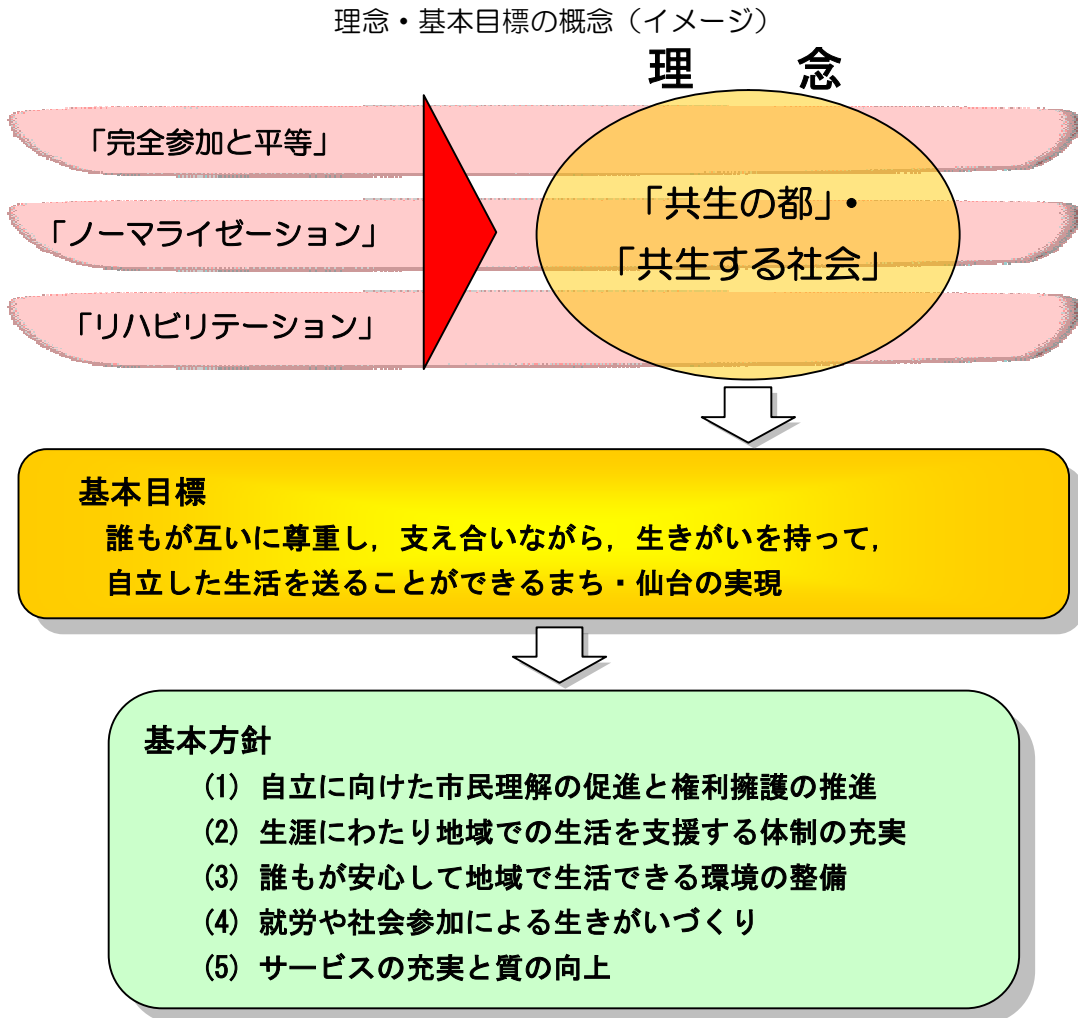
※障害者基本法の改正により、「障害者」とは、心身の機能に障害があり、障害と「社会的障壁」により、継続的に日常生活や社会生活に相当の制限を受ける状態にある方と定義されました。「社会的障壁」とは、障害のある方が生活をしていくうえで、障壁となる事物や制度、慣行などその他一切のものとされています。

#### **(3) 計画期間**

仙台市障害者保健福祉計画は、平成 24 年度から平成 29 年度までの 6 年間（平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 年間を前期、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間を後期）とします。

#### (4) 基本目標及び基本方針

仙台市障害者保健福祉計画においては、これまでの計画の基本理念と本市の施策の取り組み状況や現状及びその課題等をふまえ、仙台市総合計画 2020 に掲げる都市像「共生の都」、障害者基本法の目指す社会像「共生する社会」の実現に向けた施策を総合的・計画的に推進していくため、次のとおり基本目標及び基本方針を定めています。



## (5) 施策体系等

### a. 施策体系

基本目標のもと、基本方針にそって施策を体系的に整理し、総合的に推進します。

<b>1</b>	<b>自立に向けた市民理解の促進と権利擁護の推進</b>
	(1) 市民理解と相互交流の促進
	① 市民理解の促進
	② 相互理解と交流の促進
	(2) 障害者の権利擁護や虐待防止対策の推進
	① 権利擁護の推進
	② 虐待防止対策の推進
<b>2</b>	<b>生涯にわたり地域での生活を支援する体制の充実</b>
	(1) 相談支援体制の強化
	① 相談支援体制の整備
	② 障害の多様化に応じた相談支援の充実
	③ ケアマネジメント推進体制の整備
	(2) 障害児に対する支援の充実
	① 障害児とその家族への支援
	② 放課後の居場所づくり
	③ 教育環境の充実
	④ 地域における療育の支援
	(3) 障害特性等に対応した支援の充実
	① 障害特性等に対応した特別な支援
	② 心身の状態に応じた適切な支援
	(4) 保健・医療の推進
	① 健診・受診の促進
	② 健康づくりの推進
	③ 精神疾患等の早期発見・早期支援の推進
	④ 自殺予防の推進
	⑤ 精神科救急システムの整備
<b>3</b>	<b>誰もが安心して地域で生活できる環境の整備</b>
	(1) 地域で生活していくための環境整備
	① 地域生活支援のための拠点の整備
	② 住まいの場の確保等地域移行支援
	③ 地域住民同士の支え合いの体制構築
	④ 防犯対策の推進
	(2) 誰もが生活しやすいまちづくりの推進
	① バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

② 容易に移動できる環境の整備
③ コミュニケーション支援の充実
(3) 震災を踏まえた災害対応の強化
① 災害に備えた対策の推進
② 災害時の支援体制の整備
③ 災害時におけるサービス提供体制の確保
<b>4 就労や社会参加による生きがいづくり</b>
(1) 多様な就労による生きがいづくり
① 多様な就労の場の創出
② 就労促進に向けた普及啓発
(2) 障害者就労支援体制の充実
① 就労支援ネットワークの推進
② 個別ニーズに対応できる支援体制の整備
(3) スポーツ・文化・芸術活動への支援
① スポーツ・レクリエーション活動の促進
② 文化・芸術活動の促進
(4) 障害者自身による主体的な社会的活動支援
① 当事者活動の推進
② 社会的活動への参加促進
<b>5 サービスの充実と質の向上</b>
(1) サービスを選択できる環境の整備
① 障害福祉サービス提供体制の整備
② 地域生活を支える各種サービスの提供
③ サービスの質の維持向上を図る指導
(2) 人材の育成・確保
① 障害福祉に従事する人材育成・研修の充実
② ボランティアなど地域で支える担い手の確保

## **b. 重点プロジェクト**

仙台市障害者保健福祉計画では、緊急に取り組むべき施策や重点的に取り組むべき課題に対応するため、次の5つを「重点プロジェクト」とします。

- (1) 震災からの復興施策の推進
- (2) 障害児への支援の充実
- (3) 就労支援体制の推進
- (4) 精神障害者への施策の充実
- (5) 障害の重度化・多様化への対応の強化

## 4 第4期仙台市障害福祉計画策定の経緯

### (1) 策定の経過

平成26年 1月17日～30日	平成25年度モニタリング調査（合同・訪問ヒアリング）実施
6月25日	第1回仙台市障害者施策推進協議会（諮問）
10月3日	第3回仙台市障害者施策推進協議会（策定について・中間評価案）
11月7日	第5回仙台市障害者施策推進協議会（中間素案・中間評価）
12月2日	第6回仙台市障害者施策推進協議会（中間案）
12月16日～	パブリックコメント実施
平成27年 1月16日	
2月5日	第8回仙台市障害者施策推進協議会（計画案）
2月	答申

### (2) 仙台市障害者施策推進協議会委員名簿

（委員：五十音順・敬称略）

	委員名	所属・職名
会長	阿部 一彦	東北福祉大学教授
副会長	大坂 純	仙台白百合女子大学教授
	相澤 新弥	仙台市身体障害者福祉会会長
	赤間 宏	仙台市教育局特別支援教育課長
	市川 義直	社会福祉法人共生福祉会常務理事
	岩館 敏晴	国見台病院院長
	小山 弘幸	仙台公共職業安定所職業相談部長
	川村 和久	かわむらこどもクリニック院長/仙台市医師会理事
	桔梗 美紀	株式会社ジョイヤ代表取締役
	久保野 恵美子	東北大学大学院法学研究科教授
	黒瀧 和子	NPO法人みどり会運営委員
	坂井 伸一	精神障害者を支える地域ネットワーク会議「あ・んの会」会長
	佐々木 智賀子	みやぎ脳外傷友の会七夕代表
	白江 浩	宮城県難病相談支援センター長
	鈴木 直子	西仙台歯科医院院長/仙台歯科医師会副会長
	中村 晴美	社会福祉法人わらしべ舎理事長
	中村 祥子	NPO法人グループゆう理事長
	目黒 久美子	宮城県自閉症協会会長
	諸橋 悟	前仙台市障害者就労支援センター相談役
	八木 伸善	社会福祉法人仙台市社会福祉協議会常務理事

### (3) 仙台市障害者施策推進協議会条例

昭和六三年一月二〇日  
仙台市条例第一二八号

#### (趣旨)

第一条 この条例は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第三十六条第三項の規定に基づき、同条第一項の規定により審議会その他の合議制の機関として設置する仙台市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）及びその委員に関し必要な事項を定めるものとする。

（平六、三・平一三、一〇・平一七、三・平二三、一〇・平二四、三・改正）

#### (組織)

第二条 協議会は、委員二十五人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- 一 関係行政機関の職員
- 二 学識経験者
- 三 障害者
- 四 障害者の福祉に関する事業に従事する者
- 五 市の職員

（平六、三・改正）

#### (委員の任期)

第三条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（平二四、三・改正）

#### (専門委員)

第四条 専門の事項を調査させるため必要があるときは、協議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、第二条第二項各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱又は解任されるものとする。

#### (会長及び副会長)

第五条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第六条 会長は、協議会の会議を招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和六十四年四月一日から施行する。

附 則(平六、三・改正)

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、市長が定める。

(平成六年五月規則第四九号で、平成六年六月一日から施行)

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に仙台市心身障害者対策協議会の委員である者は、その際改正後の第二条第二項の規定により仙台市障害者施策推進協議会の委員として委嘱又は任命されたものとみなし、その任期は、改正後の第三条第一項の規定にかかわらず、同項の任期からその者が仙台市心身障害者対策協議会の委員として在任した期間を控除した期間とする。

3 改正後の第二条第二項第三号及び第四号に掲げる者のうちから委嘱された委員の任期は、改正後の第三条第一項の規定にかかわらず、平成七年五月三十一日までとする。

附 則(平一三、一〇・改正)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平一七、三・改正)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、市長が定める日から施行する。

(平成一七年八月規則第九二号で、附則ただし書に係る規定は、平成一七年八月一〇日から施行)

附 則(平二三、一〇・改正)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平二四、三・改正)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条の改正規定は、市長が定める日から施行する。

(平成二四年五月規則第五四号で、附則第一項ただし書に係る規定は、平成二四年五月二一日から施行)

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に仙台市障害者施策推進協議会の委員である者の任期については、なお従前の例による。